

別紙

平成23年度労働関係法令等の講師派遣事業実施要領

財団法人国際研修協力機構

2011年5月31日制定

第1 目的

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、技能実習生に対して、一定の科目を講習（以下「講習」という。）することが義務付けられ、講習の科目に、「入管法、労基法、技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応その他技能実習生の法的保護に必要な情報」（以下「法的保護情報講習」という。）が定められている。また、講習は専門的な知識を有する者が講義を行うこととされている。

このため、財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）は、監理団体が実施する法的保護情報講習が、適格な外部専門講師により、適正に実施されるため、本事業を実施する。

第2 本事業の内容

平成23年度において、JITCOは、職員数が20名未満の中小の監理団体（以下「中小監理団体」という。）が実施する法的保護情報講習の外部専門講師の講義に係る費用について支援する。

第3 支援等の内容

- 1 平成24年2月末までに中小監理団体が実施する法的保護情報講習（別紙の「法的保護情報講習の内容」に定める講習に限る。）について、下記第4の手続により各中小監理団体当たり1回に限り、当該講習に係る費用として、講師料24,000円を支援する（以下、この支援を「講師料支援」という。）。ただし、前年度に当該講師料支援を受けている場合を除く。
- 2 上記1の「法的保護情報講習」の講師は、JITCOが実施する法的保護情報講習講師養成セミナーを修了した者とする。
- 3 本支援は、平成23年度のJITCOの予算の範囲内において支給するものとする。

第4 講師料支援に係る手続

- 1 申請書類の提出
 - (1) 中小監理団体は、法的保護情報講習の日時・場所等の予定を、「法的保護情報講習」講師料支援申請書に記入の上、次の日程により、JITCO能力開発部対策課（以下「対策課」という）へ提出する。

なお、申請書の提出は、原本によるため持参又は郵送とする。

ア 在留資格認定証明書交付申請等を考慮して、法的保護情報講習の講師を決定する必要がある日の1ヶ月前までに申請すること。

イ 上記の申請により支援を決定した場合であっても、平成24年2月末までに本要領に基づき適正に法的保護情報講習が終了しなければ支援対象としない。

- (2) 漁業関係の技能実習生に対する「法的保護情報講習」については、船員関係法令適用者と労働関係法令適用者を分ける必要があるため、「法的保護情報講習」講師料支援申請書に船員手帳交付予定の技能実習生とそれ以外の技能実習生とを分けて、それぞれの人数を記載すること。

2 講師の選定

- (1) 対策課は、講師の個人情報の保護を考慮しつつ、講師を選定するに当たって、必要と考えられる講師に係る情報(氏名、市町村単位までの住所、資格・経歴)を申請された中小監理団体に提供する。その際、対策課においては、平成22年度又は23年度の法的保護情報講習講師養成セミナーを修了し「個人情報提供承諾書(支援事業用)」を提出した者についての情報を提供する。また、講師の地域的偏在と公平性を考慮し、一定の地域内の講師の選定に偏りが生じないように努める。
- (2) 中小監理団体は、対策課から提供された情報を基に講師を選定し、選定した講師を「法的保護情報講習講師選定通知書」をもって対策課へFAXにより連絡する。
- (3) 対策課は、中小監理団体が選定した講師の都合を打診・調整の上、講師を決定する。また、決定した講師の電話番号等を当該監理団体に開示することについて当該講師の同意を得る。

3 支援の決定の通知・連絡

- (1) JITCOは、中小監理団体名、住所、責任者名、担当者名、連絡方法、職員数、講習開催日時場所、対象技能実習生の国籍、人数・通訳の氏名、通訳言語及び使用テキストを確認の上、支援の有無を決定する。
- (2) JITCOは、支援の決定後、中小監理団体及び講師に対して、「法的保護情報講習」講師料支援決定書により支援の決定、講習日時場所、講師名及び講師の連絡先等を通知する。
- (3) 通知を受けた中小監理団体は、使用するテキスト、通訳との打合せ日時等について、講師と打合せする。
- (4) 中小監理団体が、予定されていた法的保護情報講習の日時・場所を変更する場合は、速やかに対策課及び決定した講師に連絡し、調整を図ること。
- (5) 上記(2)の支援決定書の交付後であっても、当該決定した法的保護情報講習が実施されなかった場合、予定日の前後2ヵ月以内に実施されなかった場合、及び支援対象と決定した監理団体や講師が実施したものでない場合などは、支援の決定は無効とする。

4 講義に係る費用の請求

法的保護情報講習の講義を終了した講師は、必要事項を記載し関係者及び講師本人の署名

押印した「法的保護情報講習実施報告書」と、必要事項を記載及び署名押印した「振込依頼書」を、法的保護情報講習実施後2週間以内に対策課へ郵送するものとする。

この場合、講師が法人の一員であっても、本事案の講師は法的保護情報講習講師養成セミナーを修了した個人を選定するものであるため、報告書・振込依頼書の名義人欄には講師の個人名が明記されている必要があること。

5 講義に係る費用の支出

JITCO は本要領に基づき審査の上、外部専門講師の講義に係る費用を支出することが妥当と判断した場合には、費用の支出を決定し、講師の口座に 24,000 円から源泉徴収（10%）を行った金額を振り込むものとする。

第6 不正受給等に対する措置

JITCO は、本事業の支給を受けた講師が次のいずれかに該当する場合には、支給の決定を取り消し、当該講師に対して該当案件に係る支給金額を返還させる旨の通知を行うものとする。この場合、講師は、JITCO が指定する日までに JITCO が指定する口座に返還金を振り込まなければならず、振込手数料については講師が負担するものとする。

- (1) 偽り、その他不正な行為により支給を受けたと JITCO が認める場合
- (2) 支給の目的に違反する行為があったと JITCO が認める場合

第7 その他

1 実施要領の公表

本要領は、インターネット上の JITCO のホームページで公表するものとする。

2 施行期日

2011年6月1日から施行する。

関係書式

- ①「法的保護情報講習」講師料支援申請書
- ②個人情報提供承諾書（支援事業用）
- ③法的保護情報講習講師選定通知書
- ④「法的保護情報講習」講師料支援決定書
- ⑤「法的保護情報講習」実施報告書
- ⑥振込依頼書

別紙

法的保護情報講習の内容

- 1 一人の講師が、下記の事項について、通訳時間を含めて、原則として8時間程度の講義をするものであること。
- 2 下記の事項を講義できる内容で、かつ原則として技能実習生の母国語併記のテキストを、監理団体の責任において用意していること。
- 3 講師の交通費・宿泊費の実費、法的保護情報の会場費、通訳の手配等の講習開催のための経費について、監理団体が負担することとなっていること。
なお、本事業においては、講義に係る費用の支援をすることとなっているので、講師は、講義に係る費用（講師料）を別途監理団体から受領してはならないものとする。

記

- ①8:30～12:00 制度と仕組み、不正行為への対応方法（3.5時間）
- ②12:00～13:00 昼休み(1時間)——昼休み時間は30分から1時間の範囲内で適宜決定可
- ③13:00～16:30 労働条件、災害防止・健康確保(3.5時間)
- ④16:30～17:00 相談先及び公的保険・税金等概略(0.5時間)
- ⑤17:00～17:30 質疑応答(0.5時間)

(注1) ①と③については、双方の間で0.5時間の範囲内で、講習時間を調整することは差し支えない。

(注2) 講習の途中に、技能実習生の状態等により、適宜休憩をとることは差し支えない。

「法的保護情報講習」講師料支援申請書

(財)国際研修協力機構理事長殿

(能力開発部対策課経由)

(電話 03-6430-1172)

申請日 平成____年____月____日

申請者

監理団体名_____

本部所在地_____

代表者役職氏名_____印

1 支援対象監理団体

(1) 監理団体名_____、常勤従業員数_____名

(2) 監理団体担当者 役職名_____氏名_____

(3) 連絡方法 電話_____ F A X_____

2 標記講習予定日等

(1) 開催日時 平成____年____月____日、午前____時____分～午後____時____分

< 2月末までの実施が必要 >

(2) 開催場所 名称_____、

所在地_____

(3) 対象外国人技能実習生 国籍_____、人数_____名

漁船漁業の場合、船員手帳を有する予定_____名、船員手帳無予定_____名

(4) 通訳 氏名_____、通訳言語_____語

(5) 使用テキスト 発行者・作成者_____、使用部数_____部

表示言語_____語、_____語

(6) 対象技能実習生の入国予定日 平成____年____月____日

(7) 入管へ在留資格認定証明書交付申請書の提出予定日 平成____年____月____日

3 講師選定地域

次の都道府県の講師選定用名簿の送付を希望する。_____県、_____県、_____県

個人情報提供承諾書（支援事業用）

私に関する下記1の情報を、下記2の目的のために(財)国際研修協力機構(以下、機構と称す。)に登録すること、登録内容の修正・抹消方法に関すること、及び、機構が下記2の目的のために下記3の情報を第三者に開示することに同意します。

記

1 機構に登録する情報

- (1) 氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話・FAX番号、メールアドレス
- (2) 外国人技能実習制度における「法的保護情報講習」の講師養成セミナー受講資格として機構に提供した情報
- (3) その他、同意した事項

2 使用目的

外国人技能実習制度における、技能実習生入国直後に行われる「講習」中の「法的保護情報講習」に関する講師養成セミナー修了者登録、外部専門講師紹介、監理団体への支援事業等を推進する目的で使用する。

3 監理団体等「法的保護情報講習」実施者への提供情報

- ①氏名、②住所（市町村名まで）、③受講資格の概略、④個別の同意事項

4 情報の修正・抹消

機構に登録した情報の修正・抹消を要請する場合は、住所・生年月日・氏名（署名押印）と要請内容を記した文書をもって機構の能力開発部対策課に郵送する。その際、自動車免許証の写し等本人確認できる物を同封する。

2011年 月 日

財団法人 国際研修協力機構 理事長殿

住所 _____

氏名（署名） _____

生年月日 _____年 月 日（生）

法的保護情報講習講師選定通知書

財団法人国際研修協力機構理事長 殿 年 月 日

(能力開発部対策課経由 FAX 03-6430-1115)

申請者

1 監理団体名 _____

2 担当者 役職名 _____

氏名 _____

3 連絡方法 電話 _____

F A X _____

選定した講師氏名

第1順位	住所一	都・道・府・県	市・町・村・区
	氏名一一		
第2順位	住所一	都・道・府・県	市・町・村・区
	氏名一一		
第3順位	住所一	都・道・府・県	市・町・村・区
	氏名一一		

「法的保護情報講習」講師料支援決定書

支援の申込のありました標記事業について、次のとおり支援することを決定しましたので通知します。

平成23年 月 日
(財)国際研修協力機構
能力開発部長

1 支援対象監理団体

- (1) 本部所在地——
- (2) 名称——
- (3) 代表者役職・氏名——
- (4) 電話——

2 支援対象「法的保護情報講習」

- (1) 開催日—— 年 月 日
- (2) 講習会場 住所——
名称——

3 派遣講師

- (1) 養成セミナー修了者番号——
- (2) 住所——
- (3) 氏名——
- (4) 電話——

4 その他

- (1) 2011年5月31日付け(財)国際研修協力機構の「労働関係法令等の講師派遣事業実施要領」——JITCOホームページ掲載——「法的保護情報講習を支援します。」——を厳守の上、「法的保護情報講習」を実施してください。
- (2) 当決定書は、上記1～3の条件で有効となります。ただし、同一監理団体が同一技能実習生対象に実施する法的保護情報講習で予定日より前後2ヵ月以内に実施された場合も有効です。それ以外は無効となります。また2012年3月1日以降に実施された「法的保護情報講習」も講師料支援の対象外となります。
- (3) 講師の方は、講習終了後2週間以内に、「法的保護情報講習実施報告書」「振込依頼書」(JITCOホームページ掲載)をJITCO能力開発部対策課へ郵送してください。

年 月 日

財団法人国際研修協力機構理事長 殿
(能力開発部対策課経由)

講師住所 _____

氏名 _____ 印

法的保護情報講習実施報告書

貴殿が支援することとした監理団体の法的保護情報講習において、講師として、下記のとおり講義を実施しましたので報告します。

記

1 監理団体名 _____

2 実施日時 _____年____月____日

午前____時____分 ~ 午後 ____時____分

3 講習場所 名称 _____

所在地 _____

4 対象技能実習生

人数 _____名、出身国名 _____、使用言語 _____語

5 使用言語

使用テキストの言語：日本語と _____語

通訳数 _____名

通訳言語： _____語

団体署名欄

法的保護情報講習が上記のとおり実施されたことを証明します。

団体名 _____

職・氏名 _____ 印

【個人用】

振込依頼書

年 月 日

財団法人 国際研修協力機構 御中

自宅住所（〒 - ）

都道

府県

電話番号（ ） -

フリガナ

氏 名 印

私への講師料の支給にあたっては、下記名義の銀行口座にお振込みください。

記

フリガナ		フリガナ		口座種類	普通・当座・貯蓄・その他					
銀行名		支店名		口座番号						
				フリガナ						
銀行コード		店番号		口座名義						

《記入上の留意事項》

1. ゆうちょ銀行口座への振込をご希望される場合は、銀行振込用の「店名・預金種目・口座番号」(2009年1月以降に付与されています)をご記入ください。分からない場合は、ゆうちょ銀行のウェブサイトまたは最寄りの郵便局にてご確認ください。記号(5桁)、番号(8桁未満)ではお振り込み手続きができなかったり、大幅に遅れる場合があります。
2. 自宅住所は、都道府県からご記入下さい。
3. 預金種類については、普通・当座・貯蓄・その他のいずれかに○をつけて下さい。
4. ご記入いただいた氏名、住所その他の個人情報、旅費・謝金等の振込み及びこれに付随する業務を行うために利用します。